

予 第 1373 号
生衛 第 1432 号
平成25年 1月17日

厚生総務課長 殿
福祉指導課長 殿
子ども家庭課長 殿
長寿福祉課長 殿
障害福祉課長 殿
病院局経営管理課長 殿

保健予防課長
生活衛生課長
(公印省略)

社会福祉施設等における適切な感染症・食中毒対策の実施について（依頼）

今シーズンの感染性胃腸炎等は昨年11月頃から流行期に入り、特に12月以降は流行が拡大し、多くの社会福祉施設等から保健所へ集団発生の報告がなされているところです。報告を受けた保健所では、必要に応じて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第15条又は食品衛生法第58条の規定に基づき患者、施設等の調査を行い、発生状況の把握や原因究明などに努めるとともに、感染の拡大や再発防止の指導・助言、必要な措置、適切な医療提供の支援などを行っています。

しかしながら、これまでの社会福祉施設等の集団発生において、感染症法や食品衛生法、感染症対策の理解が十分でないために、保健所への報告が遅延したり、保健所の調査・指導に御協力いただけない施設や、消毒液の調製、保管・管理、使用に適格性を欠いている施設がある等、結果として感染性胃腸炎等の感染拡大防止に支障を来たした事例が散見されました。

については、所管の社会福祉施設等に対し、改めて、下記事項を周知し、感染性胃腸炎やインフルエンザをはじめとした感染症や食中毒の発生及び拡大防止に御協力をお願いします。

記

1 平成17年2月22日付け厚生労働省関係局長通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（以下「通知」という。）の周知徹底

(1) 通知記の4に記載する集団発生時の保健所への報告

集団発生時に保健所への報告は、市町村等の社会福祉施設等主管部局への報告

同様、探知後迅速に行う必要があるものであること。

(2) 通知記の6に記載する保健所が行う調査への対応

ア 感染症法第15条第1項に規定に基づく積極的疫学的調査に対しては、同条第3項の規定に基づき、関係者は、必要な調査に協力するよう努めなければならないとされているものであること。

イ 食品衛生法第58条第2項の規定に基づく食中毒の原因調査にあたって実施される同法第28条第1項の規定に基づく施設等に対する臨検検査又は過去については、拒否等をしたものに対する罰則規定が設けられているものであること。

ウ ア及びイに記載のとおり、感染症や食中毒が疑われる事例の調査については、迅速な行政対応を図ることにより、感染の拡大防止や患者に対する適切な医療の提供を支援し、住民の健康を保持するために権限が付与されていることを理解されたいこと。

(3) 通知記の9に規定する患者等を診断した医師の届出

感染症法第12条第1項の規定に基づく感染症患者等の医師の届出、食品衛生法第58条第1項の規定に基づく食中毒患者等の医師の届出は、いずれも(2)ウと同様の趣旨により規定されているものであることから、嘱託医や協力医療機関を有する社会福祉施設等にあっては、関係医により適切に届け出られたいこと。

2 適切な消毒液の調製、保管・管理、使用による有効な消毒効果の確保

(1) 感染性胃腸炎などの主な原因であるノロウイルスの失活化には、加熱のほか次亜塩素酸ナトリウム溶液が使用されているところであるが、次亜塩素酸ナトリウム溶液の特性に応じて次の対応が必要であること。

ア 次亜塩素酸ナトリウム溶液は、時間の経過とともに分解し、さらに温度や日光によっても分解が促進されることから、調製後直ちに使用するものとし、やむを得ず一時保管する場合は冷暗所で管理すること

イ 次亜塩素酸ナトリウム溶液は、有機物の存在など対象物の汚染の度合いによって効果が変化するので、適切な濃度の溶液を調整し使用すること。

(ア) 洗浄後の器具器材等 0.02% (200 ppm) 溶液

(イ) ふん便や嘔吐物の処理 0.1% (1000 ppm) 溶液

(2) 次亜塩素酸ナトリウム溶液以外の消毒剤を用いる場合には、製造者に確認するなどによりその特性を十分理解し、有効な消毒効果が得られるよう使用すること。

○社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

(平成 17 年 2 月 22 日)

(／健発第 0222002 号／薬食発第 0222001 号／雇児発第 0222001 号／

社援発第 0222002 号／老発第 0222001 号／)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長・各保健所政令市
市長・各特別区区長あて厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品
局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護
局長、厚生労働省老健局長通知)

広島県福山市の特別養護老人ホームで発生したノロウイルスの集
団感染を受けて、「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん
延防止策の徹底について」(平成 17 年 1 月 10 日老発第 0110001 号)
等の中で、速やかな市町村保健福祉部局への連絡等の徹底をお願い
したところであるが、高齢者、乳幼児、障害者等が集団で生活又は
利用する社会福祉施設及び介護老人保健施設等(その範囲は別紙の
とおり。以下「社会福祉施設等」という。)においては、感染症等の
発生時における迅速で適切な対応が特に求められる。

今般、下記により、社会福祉施設等において衛生管理の強化を図る
とともに、市町村等の社会福祉施設等主管部局への報告を求め、併
せて保健所へ報告することを求めるに至ったので、管内市町村及
び管内社会福祉施設等に対して、下記の留意事項の周知徹底を図っ
ていただくようお願いする。

なお、本件に関しては、追って各社会福祉施設等に係る運営基準等
を改正する予定であることを申し添える。また、下記の取扱いに當
たっては、公衆衛生関係法規を遵守しつつ、民生主管部局と衛生主
管部局が連携して対応することが重要であることから、関係部局に
周知方よろしくお願いする。

記

1. 社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や
食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えると
ともに、施設長は必要な指示を行うこと。
2. 社会福祉施設等の医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒の発
生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やか
な対応を行わなければならないこと。

また、社会福祉施設等の医師、看護職員その他の職員は、有症者の
状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図
るなど適切な措置を講ずること。

3. 社会福祉施設等においては、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれに講じた措置等を記録すること。
4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。
 - ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
5. 4の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。
6. 4の報告を受けた保健所においては、必要に応じて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第15条に基づく積極的疫学調査又は食品衛生法(昭和22年法律第233号)第58条に基づく調査若しくは感染症若しくは食中毒のまん延を防止するために必要な衛生上の指導を行うとともに、都道府県等を通じて、その結果を厚生労働省に報告すること。
7. 4の報告を受けた市町村等の社会福祉施設等主管部局と保健所は、当該社会福祉施設等に関する情報交換を行うこと。
8. 社会福祉施設等においては、日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。また、年1回以上、職員を対象として衛生管理に関する研修を行うこと。
9. なお、医師が、感染症法、結核予防法(昭和26年法律第96号)又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるので、留意すること。

別紙

対象となる社会福祉施設等

【介護・老人福祉関係施設】

- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター
- 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設
- 老人福祉センター
- 認知症グループホーム
- 生活支援ハウス
- 有料老人ホーム
- 介護老人保健施設

【生活保護施設】

- 救護施設
- 更生施設
- 授産施設
- 宿所提供施設

【ホームレス関係施設】

- ホームレス自立支援センター
- 緊急一時宿泊施設

【その他施設】

- 社会事業授産施設
- 無料低額宿泊所
- 隣保館
- 生活館

【児童・婦人関係施設等】

- 助産施設
- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 保育所
- 児童厚生施設
- 児童養護施設
- 情緒障害児短期治療施設
- 児童自立支援施設
- 児童家庭支援センター

○児童相談所一時保護所

○婦人保護施設

○婦人相談所一時保護所

【障害関係施設】

(身体障害者)

○身体障害者更生施設

○身体障害者療護施設

○身体障害者福祉ホーム

○身体障害者授産施設(通所・小規模含む)

○身体障害者福祉工場

○身体障害者福祉センター

○盲導犬訓練施設

○身体障害者デイサービス

○身体障害者短期入所

○進行性筋萎縮症者療養等給付事業

○盲人ホーム

(知的障害者)

○知的障害者デイサービスセンター

○知的障害者更生施設

○知的障害者授産施設(通所・小規模含む)

○知的障害者通勤寮

○知的障害者福祉ホーム

○知的障害者デイサービス

○知的障害者短期入所

○知的障害者地域生活援助

○知的障害者福祉工場

(障害児・重症心身障害児(者))

○知的障害児施設

○第一種自閉症児施設

○第二種自閉症児施設

○知的障害児通園施設

○盲児施設

○ろうあ児施設

○難聴幼児通園施設

○肢体不自由児施設

○肢体不自由児通園施設

- 肢体不自由児療護施設
- 重症心身障害児施設
- 肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行う指定医療機関
- 児童デイサービス
- 児童短期入所
- 重症心身障害児(者)通園事業
(精神障害者の対象施設等)
- 精神障害者社会復帰施設(精神障害者短期入所事業を行う施設も含む)
 - ・精神障害者生活訓練施設
 - ・精神障害者福祉ホーム(A型及びB型)
 - ・精神障害者入所授産施設
 - ・精神障害者通所授産施設(小規模通所授産施設も含む)
 - ・精神障害者福祉工場
 - ・精神障害者地域生活支援センター
- 精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)